



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
○電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等の一部改正	管 財 課
・救急病院の認定	医 療 政 策 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
・令和6年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日	水 産 加 工 流 通 課
・都市計画の案の縦覧(2件)	都 市 政 策 課

## 告 示

### 長崎県告示第706号

電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等(平成26年長崎県告示第55号)の一部を次のように改正し、令和5年11月24日から適用する。

ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の電力調達の契約に係る競争入札の参加者の資格等に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

令和5年11月24日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 略	1 略
2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「資格審査申請書」という。)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>その他知事が必要と認める書類</u>	2 入札参加資格の申請 入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「資格審査申請書」という。)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。 (1)～(7) 略 (8) <u>指名停止の報告に係る誓約書(様式第6号)</u>
3～5 略	3～5 略
6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法	6 指名停止に関する報告 入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法

人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

7～10 略

人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始日から起算して15日（15日目が長崎県の休日定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第7号）を提出しなければならない。

7～10 略

様式第1号競争入札参加資格審査申請書中「印」を削り、同様式添付書類中「8 指名停止の報告に係る誓約書（様式第6号）」を「8 その他知事が必要と認める書類」に改め、同様式1誓約書を次のとおり改める。

## 1 誓 約 書

長崎県登録業者として資格を取得したうえは、入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、決して不正の行為をなさないことを誓約いたします。

なお、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に貴県に報告することを誓約いたします。

また、万一違反不正の行為があった場合及びこの誓約に違反した場合において資格取消しの処分を受けても異議はありません。

年 月 日

長崎県知事 様

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(注) 特殊法人等とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。

様式第2号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に改める。

様式第3号に（注）として次のように加える。

（注） 既資格取得者の更新申請において預金口座の変更がない場合は、金融機関の証明は不要であること。

様式第5号中「印」を削る。

様式第6号を削る。

様式第7号中「印」を削り、同様式を様式第6号とする。

### 長崎県告示第707号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）に基づき、次のとおり救急病院として認定した。

令和5年11月24日

長崎県知事 大石 賢吾

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
国民健康保険 平戸市民病院	平戸市草積町1125番地12号	令和5年11月29日	令和8年11月28日

### 長崎県告示第708号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和5年11月24日

長崎県知事 大石 賢吾

加 入 区	漁 業 の 区 分
豊玉町第1加入区	旧豊玉町日の出漁業協同組合の区域の小型合併漁業
豊玉町第4加入区	小型定置漁業（落し網を使用するものをいう。）

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和5年11月24日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートライアル大村店  
長崎県大村市松並二丁目92番1外
- 2 届出の概要
  - (1) 荷さばき施設の位置及び面積の変更
  - (2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量の変更
  - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯の変更
- 3 意見書の概要
  - (1) 意見書を提出した者  
大村市長 園田 裕史
  - (2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び大村市産業振興部商工振興課

**令和6年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日（公告）**

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例（令和2年長崎県条例第25号）第5条第2項及び第6条第1項の規定により、令和6年長崎魚市場の休業日及び臨時営業日を次のとおり定めたので、第5条第3項及び第6条第2項の規定により公示する。

令和5年11月24日

長崎県知事 大石 賢吾

1 休業日

年	月 日	曜 日	摘 要
令和6年	1月25日	木	
	2月12日	月	
	2月23日	金	祝日（天皇誕生日）
	3月26日	火	
	4月23日	火	
	4月29日	月	祝日（昭和の日）
	5月3日	金	祝日（憲法記念日）
	5月4日	土	祝日（みどりの日）
	5月22日	水	
	6月22日	土	
	7月20日	土	
	7月23日	火	
	8月14日	水	
	8月15日	木	
	9月17日	火	
	10月17日	木	
	10月21日	月	
	11月16日	土	
	11月23日	土	祝日（勤労感謝の日）
	12月17日	火	
12月24日	火		
12月31日	火		

2 臨時営業日

年	月 日	曜 日	摘 要
令和6年	12月29日	日	臨時営業日

※ 1月1日から1月4日まで、8月16日及び日曜日は、長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例第5条第1項に規定する休業日

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

長崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

長崎都市計画区域（長崎市、諫早市及び西彼杵郡長与町の各一部並びに西彼杵郡時津町の全部）

3 都市計画の案の縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎県県央振興局並びに長崎市役所、諫早市役所、長与町役場及び時津町役場

4 縦覧期間

公告の日から2週間

都市計画の案の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和5年11月24日

長崎県

上記代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 都市計画の種類

長崎都市計画 市街化区域と市街化調整区域との区分

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分 長崎県長崎市及び諫早市並びに西彼杵郡長与町及び時津町の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

長崎県土木部都市政策課、長崎県長崎振興局及び長崎県県央振興局並びに長崎市役所、諫早市役所、長与町役場及び時津町役場

4 縦覧期間

公告の日から2週間

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
(八九五)  
二二二  
二二四

印刷所

長崎県  
長崎市  
権島町八番十二号

株式会社  
寺田  
クック  
プリン  
宏  
弥ト